

水道で今日も安心 水ある暮らし

水道は、私たちの快適な暮らしや都市の諸活動を支える大切な施設です。

我が国の近代水道は、明治20年横浜で給水が開始されて以来110年余の年月が経過しました。この間、水道の普及拡大と経済、社会、文化の発展による給水人口の増加、都市化の進展により水需要は、増加し、これに対処するため建設拡張を重ねてきました。

しかし、将来とも安全で安定的な水道水の供給には難しい課題が山積しています。水源の水質

汚濁に対処した安全でおいしい水道水の供給、増大する需要に対応した新たな水源の確保、水道管路等施設の老朽化への対応、濁水や地震時等における都市のライフラインとしての安定給水の確保等、施設の整備や改良を進めなければなりません。

これらの課題に対処していくためには、ダムや施設等の建設改良、更新等に巨額の資金が必要で、また高度浄水施設の整備に対しては、国庫補助が行われていますが、それ以外の資金の多くは借入金に依存しています。

水道事業者は一層の給水サービス向上を図るため、あらゆる事務の能率的な執行と事業運営の効率化を推進し、皆様に信頼される水道をめざしています。これからも、皆様の一層のご理解とご協力をよろしく願います。

※水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。詳しくは、役場建設企業課又は、浄水場へおたずねください。

安全な水の供給は、水道の最も重要な条件です。水道水は、直接、人の健康に係るため、常に安全でなければなりません。このため、平成5年12月1日より46項目の新水質基準が施行され、また水質基準を補完する項目として13項目の快適水質項目、26項目の監視項目が定められました。水源から浄水場、さらに家庭の供給の給水栓まで、安全な水道水を供給するため、厳しい水質検査を行い、水質基準に適合しているかどうかを手チェックしています。水質検査成績表を公表します。

水質検査結果

検査項目	検査成績		水質基準		検査項目	検査成績		水質基準	
	検査成績	水質基準	検査成績	水質基準		検査成績	水質基準	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mg/100以下	クロロホルム	0.006	0.06mg/l以下				
大腸菌群	検出しない	検出されないこと	ジプロクロロタン	0.002	0.1mg/l以下				
硝酸性及び亜硝酸性窒素	0.7	10mg/l以下	プロモクロロタン	0.005	0.03mg/l以下				
鉄	0.03未満	0.3mg/l以下	プロモホルム	0.001未満	0.09mg/l以下				
塩素イオン	11	200mg/l以下	トリクロロタン	0.013	0.1mg/l以下				
硬度	31	300mg/l以下	カドミウム	0.001未満	0.01mg/l以下				
蒸発残留物	72	500mg/l以下	水銀	0.00005未満	0.005mg/l以下				
有機物等	0.7	10mg/l以下	セレン	0.001未満	0.01mg/l以下				
pH値	7.1	5.8~8.6	鉛	0.001未満	0.05mg/l以下				
味	異常なし	異常でないこと	ヒ素	0.001未満	0.01mg/l以下				
臭気	異常なし	異常でないこと	六価クロム	0.005未満	0.05mg/l以下				
色度	1未満	5度以下	シアン	0.001未満	0.01mg/l以下				
濁度	0.1未満	2度以下	フッ素	0.08未満	0.8mg/l以下				
アモニア性窒素	0.1未満	—	亜鉛	0.01未満	1.0mg/l以下				
トリクロロエチレン	0.001未満	0.03mg/l以下	銅	0.01未満	1.0mg/l以下				
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.01mg/l以下	ナトリウム	7.8	200mg/l以下				
1,1,1-トリクロロタン	0.001未満	0.3mg/l以下	マンガン	0.005未満	0.05mg/l以下				
四塩化炭素	0.0002未満	0.002mg/l以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満	0.2mg/l以下				
1,2-ジクロロタン	0.0004未満	0.004mg/l以下	フェノール類	0.005未満	0.005mg/l以下				
1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.02mg/l以下	1,3-ジクロロタン	0.0002未満	0.002mg/l以下				
ジクロロメタン	0.002未満	0.02mg/l以下	チウラム	0.0006未満	0.006mg/l以下				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04mg/l以下	シマジン	0.0003未満	0.003mg/l以下				
1,1,2-トリクロロタン	0.0006未満	0.006mg/l以下	チオベンカルブ	0.002未満	0.02mg/l以下				
ベンゼン	0.001未満	0.01mg/l以下							

判定 ◎ 水道法の水質基準に適合します。

給水工事は村指定の 工事業者にお任せください。

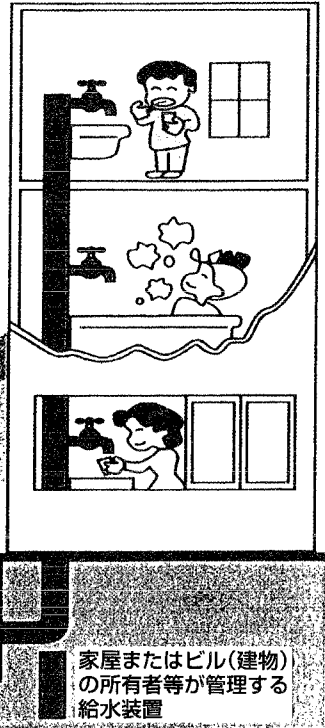
給水装置の工事は水道事業者が指定した指定給水装置工事業者(旧指定水道工事店等)が水道使用者の皆様の委託を受けて施工します。指定給水装置工事業者には、国家試験を有する給水装置工事主任技術者がおり、安心です。指定給水装置工事業者が施工しない給水装置の場合は給水を受けられないことがありますので、ご注意ください。

月潟村指定工事業者

指定業者名	住所	電話番号
青柳建設(株)	月潟	375-2455
五十嵐農機具店	月潟	375-2661
高野設備	月潟	375-2103
仲山栄蔵商店	月潟	375-2139
山平産業(有)	月潟	375-2104
野沢設備	上曲通	375-2383
田中水道工事店	木滑	375-3959
小林設備(株)	中之口村	375-3183
藤崎兄弟商会	白根市	372-1166
保本田工業(株)	中之口村	375-3399
保倉設備工業(株)	中之口村	375-5277
小山金属工業(株)	白根市	373-3711

給水装置はあなたのものです。

●給水装置とは
水道の配水管から分岐して設置した給水管と、これに直結した給水用具(蛇口、水止め栓、湯沸器等)を給水装置といいます。給水装置は、水道使用者の持たせが工事費を負担して設置し、維持管理するものです。給水装置からの水の汚染や漏水等を防止するため、皆さまが使用する給水装置の構造や材質の基準が水道法に定められています。この基準に適合しない給水管や給水用具を使用した時や、不適工事の場合には給水を受けられない場合があります。



平成10年度 給水装置工事主任技術者試験の実施について

●受験資格
給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する人

●受験手数料 16,800円

●願書請求方法 1部 500円(送料共)現金書留にて送金してください。

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町4番7号
日本橋安藤ビル
給水工事技術振興財団国家試験部
国家試験課
☎03-5695-2511

●受付期間 7月15日(水)まで